

平成29年2月28日

総務文教委員会

阿久根市議会

- 1 会 議 名 総務文教委員会
- 2 日 時 平成29年2月28日(火) 14時52分開会
16時11分閉会
- 3 場 所 第1委員会室
- 4 出席委員 大田重男委員長、濱田洋一副委員長、渡辺久治委員、
西田数市委員、竹原信一委員、竹原恵美委員、
濱之上大成委員、木下孝行委員
- 5 事務局職員 議事係長 東 岳也
- 6 説 明 員
- ・総務課
課 長 山下 友治 君 課長補佐 尾塚 禎久 君
係 長 牟 田 昇 君 係 長 前 田 敏 君
係 長 中尾 隆樹 君
 - ・財政課
課 長 萩元 慎治 君 課長補佐 猿楽 浩士 君
 - ・税務課
課 長 川畑 宏之 君 係 長 大下本 護 君
- 7 会議に付した事件
- ・議案第15号 阿久根市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第16号 阿久根市個人番号の利用に関する条例及び阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第17号 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第18号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第19号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第20号 阿久根市有施設整備基金条例及び阿久根市地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第22号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について
 - ・議案第23号 阿久根市交通災害共済条例及び阿久根市交通災害共済基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

大田重男委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。2月27日の本会議で、当委員会に付託となりました案件は、議案第15号 阿久根市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 阿久根市個人番号の利用に関する条例及び阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 阿久根市有施設整備基金条例及び阿久根市地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 阿久根市交通災害共済条例及び阿久根市交通災害共済基金条例の一部を改正する条例の制定について。また、陳情・意見書では、新たに本委員会に付託になりました陳情は、陳情第1号 原発から30キロ圏内の地域住民に対し、安定ヨウ素剤の希望者への事前配布計画を求める陳情書であります。また、現在、本委員会で平成28年から継続審査となっております案件は、平成28年陳情第3号 鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の採択を求める陳情、平成28年陳情第4号 九州電力に対し、川内原発の免震重要棟の早期建設を求める意見書の採択を求める陳情、平成28年意見書第1号 九州電力川内原子力発電所に免震重要棟を早急に建設することを求める意見書の提出についてであります。

なお、所管事務調査事項を含め、本委員会の日程につきましては、お手元に配布しました日程表のとおり作成しましたのでご了解願います。

それでは、議案審査のため、総務課の入室をお願いします。

(総務課入室)

○議案第15号 阿久根市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

はじめに、議案第15号 阿久根市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。課長の説明を求めます。

山下総務課長

それでは、議案第15号について御説明申し上げます。この条例は、介護長寿課の新設が主なものであります。介護保険法の改正により、介護、予防給付の一部と、介護予防事業を合わせた介護予防日常生活総合事業が、平成29年4月から実施されます。このことに対応するため、市の機構を改めることとして、条例の一部を改正しようとするものであります。始めに、第1条の改正は、介護長寿課を新設し、生きがい対策課を福祉課に改称するものであります。介護長寿課においては、地域包括支援センターに関する業務を所管するとともに、介護保険に関する事務を健康増進課から、また、高齢者福祉に関する事務を生きがい対策課からそれぞれ移管することとして、事務を処理することとするものであります。

また、高齢者福祉に関する事務が移管される生きがい対策課の名称を福祉課に改めることとしております。次に、第2条の改正は、新たに介護長寿課の所掌事務を規定するほか、所要の規定の整備をしようとするものであります。最後に附則は、条例の施行期日を平成29年4月1日とするほか、関係条例の改正をしようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

今、提案説明いただいたんですが、ここに記載してある機構を改めるための前振りが今一つわからない、書いてもないし、もう一度その部分を教えてください。

山下総務課長

なぜ課を新設する必要があるかということについて、御説明をさせていただきたいと思えます。地域包括支援センターでは、現在、地域支援事業として、介護予防事業、包括的支援事業等の事業を実施するとともに、指定介護予防支援事業所として、介護予防給付を行っているところでございます。介護保険法が改正され、介護予防給付の一部と介護予防事業を合わせた、介護予防日常生活支援総合事業を平成29年4月1日から実施すべきこととされました。そこで、今回この件を契機として、高齢者の福祉や介護に関する事務と合わせて相互に連携できる独立した課を設置して高齢者等に関連する業務を一元化し、効率的で効果的な事務執行を確保しようとするものでございます。

竹原恵美委員

それでは、一元化という言葉と相互に独立したという言葉が並ぶんですけど、逆に一括した部分ではなくて、課を独立するというのが今回3つになるんですが、それが便宜上いい、作業上いいという内容になるんでしょうか。それとも結局一元化とおっしゃるのであれば、まとまりのある一つに近寄っていくという作業にはならないという理由は为什么呢。

山下総務課長

独立した課と、一元化した課というのは矛盾するものではなくて、高齢者に関する業務を一元化するために、既存の課に加えて新たな課をつくるということでございます。

竹原恵美委員

きのうもお尋ねしたんですけれども、健康増進課のほうには、後期高齢者医療が入っていて、また介護長寿課という方向には別が入るとい、名称から分けるとちょっとまとまりにも見えづらいところがありますので、作業というか、中のサイクル、法であったり、作業上の便宜があって利便性の良さというのを教えていただきたいと思えます。

山下総務課長

既存の老人保険医療でありますとか、後期高齢者医療は、医療保険の運営に関するところでございますので、現在健康増進課の国保係、ここは国民健康保険の運営に関する業務を行っております。保険運営を総合的に統括する部署として、国保係でこの業務は行っております。今回、介護長寿課では、現在の健康増進課の介護保険系の業務とそれから生きがい対策課の高齢者対策系の業務、そして地域包括センターの業務をまとめて一つの課をつくるということでございます。医療保険の運営については、これまで通り健康増進課に存置したまま業務を行うということでございます。介護保険、地域包括支援センター業務、高齢者対策業務については、相互に関連のある高齢者に関する業務でございますので、一つの課を設けて効率的に執行していこうとこういう趣旨でございます。

竹原恵美委員

だから、一つにならないというのは、ならないだけのその良さがあるというふうに、個別に、独立する理由があるというところの良さの話が恐らく、作業の中身はわかりませんが、あるんでしょうと推測いたしました。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

木下孝行委員

今回、機構改革ということで、このような一課をふやして、また一課を名称変更ということで、今まで健康増進課並びに生きがい対策課の所掌する事務は非常にわかりづらい部分があったというふうに私は認識しております。そうした中で、お互いに重複するような事業があったり、その中を統合して介護長寿課と福祉課に分けると、福祉課というところは、私の

思うにはいわゆる児童福祉であったりとか、保育園関係を含めたそちらのほうを中心に行い、あと介護長寿課のほうは老人福祉、介護を含めてそちらを主にやると、従来の健康増進課の事業はそのまま残すという形でやっていくんだらうと思うのですが、そういう中では、私は市民の方も行きやすくなるんじゃないかと、あっち行って、こっち行ってがなくなるんじゃないかというふうに思うんですが、そういう思いもあってしたということでもいいですかね。

山下総務課長

当然、利用していただきやすい、窓口が特定されて利用の便に供する、利便性が増すということは今後考えていく必要がありますし、そのことも目的の一つとして、今回の機構改革を行うということでございます。

[木下孝行委員「よろしいです」と発言あり]

渡辺久治委員

私は参考の1ページを見ているんですけども、この改正後と現行がありますよね、改正後のところに8番の一番下に包括支援センターに関することというのがあります。現行のところの包括支援センターというのがないというのか、私もこれはどなたに属するのかなと思っていて、ちょっと勉強不足だったんですけど、どんなふうだったんですかね。今までの所管というのは。

山下総務課長

地域包括支援センターは、規則に基づいて設置をしておりますけれども、課としての所属はこれまでございませんでした。地域包括支援センターという組織のままでございました。ただ、所長は健康増進課長を兼務しております。今回は、地域包括支援センターは、センターそのものはありますけれども、所属としては介護長寿課の中の一つの組織として位置付けて、地域包括支援センターの業務は介護長寿化で行うとこういうことでございます。

渡辺久治委員

私はこの前、地域包括支援センターの役割ってすごく大きいなと思ってたもんだから、やっぱり介護保険の要支援、要介護を認定するのに、ここが一番大事でしたよね、これが何でこう所管するところがないのかなというのを気になったもんだから、そういう意味でわかりやすくなったなというふうに思います、以上です。

濱之上大成委員

この機構改革は反対するものではありません、素晴らしいことだと思っております。本当に人間が足りてないというのが私は感じているわけですね、そこで職員のこの課が3つになるわけですけども、極端に言うと課がこう設置された場合に嘱託員という、あるいは臨時職員もふえることになりますかね。

山下総務課長

課の設置によってただちにということではなくて、業務が広がっていけば例えば有資格者を確保する必要があるとか、そういった面は出て来るかと思えます。今、新しい課をつくるということでもありますけれども、既存の係としては、今3つの部署があるわけですね、介護保険係、地域包括支援センター、高齢者対策係、これをまとめるという形で、課として独立させようということが今回の一番大きな趣旨でございます。業務の内容によってはその有資格者等の嘱託員の方々も手当をしていく必要が出て来るのではないかと考えているところでございます。

濱之上大成委員

できれば一番ベターなのは、職員が専門職であればいいことなんですけども、ほとんどが嘱託員が専門職が多いわけですね、過去にいろんな議員の方からも報酬の問題が出てきたこともありますけれども、やはり今後の問題として人間が足りないのであれば、それだけの専門職が必要であるとすれば、やっぱりそれなりの報酬等は考えていかなければならないんじゃないかなと要望して、期待しながらお願いして終わります。

濱田洋一委員

先ほど課長のほうから、介護長寿課の具体的な業務内容等についてお聞きいたしました。本当に高齢者等に対する業務の一元化を図るためということで、非常に阿久根市にとっても市民の方々にたってもいいことではなかろうかというふうに思っております。そうした中で市民の方々への周知方法ということで、昨日の質問の中にもありましたけれども、広報紙ですとか、それから防災無線でしたでしょうか、そうなれば周知がですね、非常に大切かと、市民の方々への案内といったことでありますけれども、具体的にわかりやすく周知して欲しいと思うんですが、どのような形での周知を考えていらっしゃいますでしょうか。

山下総務課長

今回この議案について、議決をいただきましたあとに、例えば防災行政無線でありますとか、広報紙であるとか、市のホームページであるとか、こういった媒体を使って周知することがまずは考えられるのかなと思っております。また、4月に入りましたら区長さん方を通じて窓口がこちらになりますよと、こういった周知をしていくことが必要ではないのかなというふうに考えているところであります。

濱田洋一委員

何分市民の方々にわかりやすく、区長さん等を通じてでもですけども、広報紙の中で別紙ですと、業務内容ですとか、例えば高齢者の本人さんですけども、その御家族の方への周知も一番大切ではなかろうかというふうに思いますので、そのようにお願いいたします。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第15号について、審査を一時中止いたします。

○議案第16号 阿久根市個人番号の利用に関する条例及び阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第16号 阿久根市個人番号の利用に関する条例及び阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。課長の説明を求めます。

山下総務課長

議案第16号について、御説明申し上げます。この条例は、法定事務以外の市の事務のうち、個人番号、いわゆるマイナンバーを利用することができるものを定めるとともに、特定個人情報の提供を行うことができることとするほか、番号法の改正により所要の規定の整備をしようとするものであります。2つの条例を改正の対象としており、2条に分けて改正を行うこととしておりますが、その主な内容について御説明いたします。

まず、第1条は、阿久根市個人番号の利用に関する条例の一部改正であります。題名、第1条及び第3条の改正は、必要な規定の整備をしようとするものであります。第4条の改正は、本市において、マイナンバーを利用することができる独自の事務を定めるとともに、庁内の組織間での特定個人情報のやりとりを行うことができることとするものであります。番号法では、同法で定める法定事務についてマイナンバーを利用することができることと定めるとともに、地方公共団体が、社会保障、地方税又は防災に関する事務であって条例で定める独自の事務について利用できるとされております。そこで、別表第1に掲げる子ども医療費の助成に関する事務など7つの事務を定めることとし、市民サービスの向上や行政の効率化を確保しようとするものであります。また、番号法では、条例で定める事務について、庁内の課などの組織間での特定個人情報の連携を行うことができることとされており、別表第2において、情報連携を行うことができる事務と特定個人情報を定めるものであります。第5条は、市の執行機関相互の間において、特定個人情報の照会、提供を行うことができることとするものであります。番号法では、例えば、市長事務部局と教育委員会など、執行機関の間で特定個人情報の照会、提供を行う場合は、条例で定めることとされております。このこと

から、別表第3に掲げるとおり、教育委員会の事務について、教育委員会が市長事務部局に照会し、市長事務部局はこれに提供できることとするものであります。

次に、第2条は、阿久根市個人情報保護条例の一部改正であります。番号法の改正により、引用されている条を改めるものであります。

最後に、改正附則は、条例の施行期日を第2条の規定を除き公布の日とするほか、必要な読替えを行うものであります。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

阿久根市、こんなのやる時には大体国がこういうようなのつくりなさいというのを案文みたいなやつをよこすんですね。これ阿久根市独自のやつが何か入ってますか。

山下総務課長

別表に掲げてあります、独自事務については、概ねどこの団体も似たような事務が掲げられておりますけれども、阿久根市における独自の事務でございます。

竹原信一委員

実際の話がですよ、以前だったらその課の人間しか知れない情報が、知り得なかった情報、例えば税情報なんかというのは、それ以外のものに使ってはならないという一応の建前がありましたけれども、そういったことを超える環境というのもこれによって広がるんでしょうか。

山下総務課長

具体的に申し上げたいと思いますが、例えば、この別表の中で、教育委員会の事務であります奨学金の貸付基金による貸付に関する事務。例えば貸付申請をする際には、納税証明書等の添付等が必要になっております。このマイナンバーを利用することによって、そういった添付の必要が無くなり、当該情報をマイナンバーを介することによって確認することが出来ます。従前も本人から出された税務情報についてはその限り申請書類の一つとして確認することが出来ました。今後は添付を要さないこととして、マイナンバーを介してその情報が確認できる。申請される方にとっても大変利便が増すという、こういう仕組みになってこようかと思っております。

竹原信一委員

そういう必要な場合において、本人からこの番号を使っていいですかみたいな、許可を取るように形になるわけですか。それともそれなしでやるわけですか。

山下総務課長

申請の際にはマイナンバーの記載を求めることになろうかと思っております。

竹原信一委員

それをですね、マイナンバーを書くけれども、それを今までだったら申請書を出してた。それがマイナンバーで、マイナンバー一旦受け取ったらそれは何にでも使えることになるわけですね、その課の方で、その情報を基に。そういう感じですよ、使い方の話ですよ、担当課の。

山下総務課長

個別業務を特定することによって、使用を限定するというので、この条例を制定してるわけですが、独自事務についての。

渡辺久治委員

要するにこの制度は、行政にとってすごく便利になるというか、早くなるということは考えられますね。

山下総務課長

確かに事務処理が早くなることは当該申請の結果を受け取られる方々にとってもサービス

としては向上することになるのではないかと考えております。例えば、阿久根市に転入して来られた方が、こういった申請をされて、これまでだと元いらっしゃったところに税務情報等を照会して、資料等いただくことになったと思いますけれども、今後はマイナンバーを介することによって、その照会に要する時間的なものも省略化されると考えております。それは相手方にとっても便利なことになりまして、事務処理の迅速化につながるとこのように考えております。

渡辺久治委員

いろんな書類とか取るのに納税証明書が要りますよと言った場合、私もよくあるんですけども、そういった場合はそれがなくなるから便利だなと思いますけども、そうすることによってその人の情報というか、守秘義務なんかも簡単に見れてしまうというか、そういうことはありますね。その辺の守秘義務を守る規定というかそういうものがありますかね。

山下総務課長

一般的な個人情報保護については、市で行う事務については阿久根市個人情報保護条例の規制を受けております。

渡辺久治委員

はい、了解しました。

大田重男委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第16号について、審査を一時中止いたします。

○議案第17号 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第17号 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。課長の説明を求めます。

山下総務課長

議案第17号について、御説明申し上げます。この条例は、育児休業や介護休暇等に関する法律等の改正により、関係条例を改正しようとするものであります。制度改正の主なものは、育児休業等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子などを加えたこと、介護休暇の分割取得が可能とされたこと、介護時間の創設、非常勤職員の育児休業等や介護休暇の取得要件の緩和等であります。2つの条例を改正の対象としており、2条に分けて改正を行うこととしておりますが、その主な内容について、御説明いたします。まず、第1条は、阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。第8条の2の改正は、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大により、育児を行う職員の早出遅出勤務の対象を改めようとするものであります。第11条の改正は、休暇の種類として、介護時間を追加するものであります。第15条の改正は、介護休暇を6月の範囲内で3回に分けて取得することができることとするものであります。第15条の2の改正は、連続する3年の期間内において介護のために1日2時間の範囲内で介護時間を取得することができることとするものであります。次に、第2条は、阿久根市育児休業等に関する条例の一部改正であります。第2条の改正は、非常勤職員の育児休業について、これまで、子が2歳に達する日までに引き続き在職することが見込まれることとされていた要件を、1歳6か月までに緩和しようとするものであります。第2条の2は、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大により規定を追加しようとするものであり、第2条の3の改正は、略称による文言の整理をしようとするものであります。第3条の改正は、再度の育児休業ができる特別な事情として、特別養子縁組が成立しなかった場合を追加するものであり、第11条の

改正は、育児休業終了後1年を経過せずに育児短時間勤務をすることができる特別な事情として、同様に、特別養子縁組が成立しなかった場合を追加するものであります。第20条の改正は、1日の勤務時間の一部について勤務しないこととして承認されている部分休業に係る育児時間と介護時間を同時に取得する場合に、その合計時間を合せて2時間にしようとするものなどであります。最後に、改正附則は、条例の施行期日を平成29年4月1日とするほか、必要な経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第17号について、審査を一時中止いたします。

○議案第18号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第18号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。課長の説明を求めます。

山下総務課長

議案第18号について、御説明申し上げます。この条例は、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額するため、制定附則に項を追加しようとするものであります。新たに追加する制定附則の第21項は、平成29年度において、市長等の給料月額を減額しようとするものであり、現在と同様、市長は10パーセント、副市長は8パーセント、教育長は7パーセントの率で、それぞれ減額しようとするものであります。なお、この減額措置につきましては、2月2日に開催されました特別職報酬等審議会において御審議いただき、答申をいただいたところであります。最後に、改正附則は、条例の施行期日を平成29年4月1日とするものであります。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

きのう市長には尋ねたんですけども、提案時に市長にはお尋ねしたんですが、自分の任期の中で、他市の例を確認したり、最初に1回目の返事がまわりと同じようにというところを基準にという言葉が出たように思うのでお尋ねすると、そもそもの給与の額を周囲と比較したり、または同じ人口で比較したり、金額を変更するという作業も行われていないように確認したんですが、実際、周囲と比較されたということは今までにありましたでしょうか。

山下総務課長

説明でも申し上げましたが、2月2日の日に特別職報酬審議会を開催をいたしております。市長等の給与を改正する際にはあらかじめ審議会の意見を聞くこととされております。その審議会の中においても19市が今どういう状態にあるのかを示して審議をいただいております。そこから答申をいただいております。そして19市の内容については市長も承知をした上で、この議案を提案をさせていただいたところです。

竹原恵美委員

結構です。

大田重男委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第18号について、審査を一時中止いたします。

○案第19号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第19号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。課長の説明を求めます。

山下総務課長

議案第19号について、御説明申し上げます。

この条例は、職員の給料月額を減額するため、制定附則に項を追加するものであります。新たに追加する制定附則の第18項は、平成29年度において職員の給料月額を減額しようとするものであり、減額率を、1級において現在の2パーセントから1パーセントにするほか、他の級では現在と同様とし、2級では2パーセント、3級及び4級は3パーセント、5級は4パーセント、6級及び7級は5パーセント、平均約3.1パーセントの率で、それぞれ減額しようとするものであります。次に、第19項は、昇格した者に係る給料月額に関する経過措置を定めるものであります。最後に、改正附則は、条例の施行期日を平成29年4月1日とするものであります。以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原信一委員

今の、平均3.1パーセントの減額というのは、級ごとのやつを足し算して、級の数で割ったという計算式ですか。

山下総務課長

削減がない場合の職員の総額の数字を出しまして、実際の削減額をその数字で除した額です。

竹原恵美委員

27ページの19のところの文章を実例というか、所属している職の級から上級の職の級へ昇格したものが、それよりも下回ることとなる時は云々があるんですけども、これをちょっと解説していただけないか。

山下総務課長

附則の第19項についてのお尋ねであると思います。これは削減期間中、平成29年度において、上位の号給、級ですね、例えば4級から5級に昇格した場合、4級と5級の削減率が異なりますので、実際4級であったときの削減と5級に昇格した場合の削減で、昇給先の方で削減が大きくて、給料月額が減った場合には、昇格自体の意味がいかげなものかということになってしまいますので、従前の級に所属したときの給料月額を支給するという経過措置でございます。

竹原恵美委員

ということは、今から、今現時点4月になったとして、年度末を予測することは、お尋ねすれば総額とか今の推定額とかは聞けるんでしょうけれども、実際は一人一人の差異が起こるということですね。表見ればすぐあてられるわけではなくて、一人一人の条件によって上級だけれどもこの値をまっすぐ使わずに前の級の値を使うというふうなことが起こる。一律に表を見ればぱっと出るものではなくて、一人一人の条件で実際の値の位置づけは、後ろの級のところの値が確保される個人が出てくるというふうに思ったらいいですか。

山下総務課長

先ほど申しましたように、昇格をした場合にこの条文に該当する方については、昇格前の給料月額を支給するというところでございますので、そういう対象者は可能性としてはございます。

大田重男委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第19号について、審査を一時中止いたします。

○議案第23号 阿久根市交通災害共済条例及び阿久根市交通災害共済基金条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第23号 阿久根市交通災害共済条例及び阿久根市交通災害共済基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。課長の説明を求めます。

山下総務課長

議案第23号について、御説明申し上げます。この条例は、交通災害共済基金の現在高が多額になっている現状に鑑みて、一方では、交通災害共済の共済見舞金の額を引き上げて直接的な基金活用を図るとともに、他方では、共済の運営に支障がない場合に、交通安全意識の向上その他交通安全を推進するため必要な事業に活用しようとするものであります。2つの条例を改正の対象としており、2条に分けて改正を行うこととしておりますが、その主な内容について、御説明いたします。まず、第1条は、阿久根市交通災害共済条例の一部改正であります。第7条第1項第2号の改正は、傷害見舞金の額を、入院の場合、1日1,000円を1,200円に、通院の場合、1日800円を1,000円に、限度額20万円を24万円に、それぞれ引き上げようとするものです。第11条の改正は、その他事業に関する条の追加であり、市長は、共済見舞金の支払その他交通災害共済の運営に支障がないと認めるときは、交通安全意識の向上、その他交通安全を推進するため必要な事業を行うことができることとするものであります。これは、共済制度の運営に支障がない場合に、交通安全を推進する事業に基金の活用を可能にしようとするものであり、目的を限定して基金の有効活用を図ろうとするものであります。なお、平成29年度においては、交通災害共済特別会計予算において、100万円の基金繰入れをして、現在、阿久根市防犯組合が管理している防犯灯を、交通安全に資する街路灯と位置付け、そのLEDに改修する経費を補助することとしており、当面、年次的に補助を継続し改修を促す予定にしております。次に、第2条は、阿久根市交通災害共済基金護条例の一部改正であります。第6条第2項の改正は、市長は、交通災害共済の運営に支障がないと認めるときは、交通安全意識の向上その他交通安全の推進に必要な事業の経費に充てるため、基金の一部を処分することができることとするものであります。最後に、改正附則は、条例の施行期日を平成29年4月1日とするほか、必要な経過措置を定めております。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

濱之上大成委員

この基金条例の62項、すばらしいものが出たなと思っておりますが、ただこの共済の見舞金について確認ですけれども、20万が24万というふうに限定はしてはあるんですけども、私はいつも思うことはですね、医師の診断書によってこれは取り上げてあるわけですけども、私の確認したところ、病院に行ったのは2、3日。その後、例えばマッサージに通ったり、そういうのを永遠と続ける方がいらっしゃいますよね。そういった状況の時を考えたときにですね、その判断というのはどこですべきかという、もうちょっと細やかな規則を作るべきじゃないかなと思うんですがいかがですか。

山下総務課長

ご指摘のとおりでございます。現状、例えば医師の診療が終わって、そのあと整骨院等へ通院されたものも対象にしております。なかなかご本人の治癒の状況がどうなのか、それぞれ人によって異なりますので、非常に難しいところもあるかと思っておりますけれども、その認定については厳格にやっていく必要があるのかなというふうに思っております。

濱之上大成委員

私も準高齢者になってきつつあるわけですけども、やはりどこまでが交通による原因で傷んでるのか、あるいは年とともに傷んできた体なのか。これは本人が一番わかってるよう

でわかってない状況の中にですね、その状況の線引きというのは、今後高齢化社会ですから、できればそういったところも細やかにしていただければなあと、そういうことによってある程度の24万という限定はあるものですね、やはり延々と続くというのは事務所も大変だろうと思いますので、今後要望ですけど、検討していただきたい。以上です。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第23号について、審査を一時中止いたします。

(総務課退出、財政課入室)

○議案第20号 阿久根市有施設整備基金条例及び阿久根市地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第20号、阿久根市有施設整備基金条例及び阿久根市地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。課長の説明を求めます。

萩元財政課長

先の本会議におきまして当委員会に付託されました議案第20号、阿久根市有施設整備基金条例及び阿久根市地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。議案書の28ページ及び条例議案等参考の17ページをお開きください。本議案は、本会議で説明いたしましたとおり、事務事業への基金の活用対象範囲の拡大等を行うものであります。まず、第1条は、阿久根市有施設整備基金条例の一部改正であります。このうち、第1条の改正は、大規模な市有施設の整備事業又は公共用地取得事業の経費の財源に充てるとしていた設置目的について、施設の中に設備、備品、土地を含めることとし、施設の保全についても対象に加えるものであります。これは、現在、全国的に公共施設の集約化・複合化、老朽化対策などの適正管理が課題とされておりますが、本市におきましても、その対応を図る必要があり、今後、道路、橋りょう、学校その他の施設等の長寿命化などの対策を行うため相当の経費が見込まれることから、市有施設整備基金の活用を図り、適正な公共施設の管理を進めようとするものであります。また、これまで電源立地地域対策交付金をこの基金に積み立てまして消防車両等の整備を行ってまいりましたが、今般、国において、基金の目的として設備、備品にも充当できることを明確にすべきであるとの助言があったことから、併せて対応を図ったものであります。第2条及び、第5条の改正は、それぞれ文言の整理を行ったものであります。次に、第2条は阿久根市地域振興基金条例の一部改正であり、第6条の、基金を充当することのできる事業についてを地域振興に資すると見込まれる環境保全、防犯対策、交通対策、教育振興等から、産業の振興、地域安全、地域コミュニティの充実、環境の保全、健康の増進、福祉の向上、教育の振興に改めるものであります。これは、地域コミュニティの充実に関して、各区の広報放送施設のデジタル化整備補助に活用するとともに、あくね応援寄附金の寄附に際して、寄附金の使用目的を示すことができることとしていることから、その使途に合わせて、対象事業を明示しようとするものであります。最後に、附則は条例の施行日を公布の日とすることとし、条例の施行の際に現に積み立てられている基金は、改正後の基金条例により積み立てられたものとみなすものであります。以上で説明を終わりますが、御質問の内容等によっては関係課であります総務課、または企画調整課からお答えさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第20号について、審査を一時中止いたします。

(財政課退出、税務課入室)

○議案第22号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

次に、議案第22号、阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。課長の説明を求めます。

川畑税務課長

議案第22号、阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。改正の主な内容であります。附則第7条の3の2の改正は、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除制度の対象となる居住開始年を、これまでの平成31年から平成33年に延長するものです。次に、附則第16条の改正は、低排出ガス及び燃費性能に優れた環境負荷の小さい四輪以上及び三輪の軽自動車に対して、平成28年度に実施した税率軽減制度のグリーン化特例を、引き続き29年度も行うものです。次に、平成31年10月の消費税率10%への引上げと同時に行われる、現行の県税である自動車取得税の廃止に伴い、市が賦課する軽自動車税の環境性能割を新しく設けます。これに伴う改正内容であります。第18条の3、第80条、第81条の9から第91条、附則第16条、平成26年阿久根市条例第15号では、環境性能割の新設に伴い、従来の軽自動車税の名称を種別割に改めます。また第80条では、環境性能割の課税対象を3輪以上の軽自動車とすることを定めています。第81条では、所有権移転を留保した軽自動車等の売買契約について、軽自動車税は買主を納税義務者として課税する等、みなし課税について定めています。第81条の2では、日本赤十字社が所有する救急用の軽自動車に対しては、軽自動車税を課さないことと定めています。第81条の3では、環境性能割の課税標準を軽自動車の取得価格とし、免税点を50万円と定めています。第81条の4及び附則第15条の6では、環境性能割の税率を排出ガス基準と燃費基準達成度に応じて、地方税法に定められた非課税のほか、自家用については1パーセントと2パーセント、営業用については0.5パーセント、1パーセント、2パーセントと定めています。第81条の5から第81条の8では、環境性能割の徴収方法、過料、減免について定めています。附則第15条の2から第15条の5では、環境性能割の賦課徴収、減免については、当分の間、県が行うものとし、市は賦課徴収に関する事務費を徴収取扱費として、県に交付することを定めています。軽自動車税の環境性能割の新設に伴う説明は以上であります。次に、第34条の4の改正は、平成31年10月の消費税率改正時の地方消費税の1.7パーセントから2.2パーセントへの引上げにより、さらに拡大が予想される地域間の税源の偏りを是正し、財政力格差の縮小を図るために地方交付税の財源となる地方法人税が3.7パーセント引き上げられることに伴い、法人市民税法人税割の税率を3.7パーセント引き下げるものです。次に附則第6条の改正は、適切な健康管理のもとで、医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病予防取組として一定の取組を行う個人の、スイッチOTC医薬品の年間10万円を限度とする購入費用から、1万2,000円を超える額を所得控除することとするものです。スイッチOTC医薬品とは、医療用医薬品のうち安全性に問題がないとの判断から、処方箋を必要としない一般用医薬品に転用され、薬局でも販売できる医薬品のことであり、スイッチOTC医薬品控除については、従来の医療費控除との重複適用はできないこととなっております。以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

まず提案のところが、提案理由のほうに、公布された等に伴い改正しようとするものであるという言葉の等、などのところですが、法律の改正のところ、また阿久根市独自で改正のところがあると思います。阿久根独自のところはどこであって、近隣と比較してどのような

状況か教えてください。

川畑税務課長

提案理由のところでも公布されたこと等に伴いとあります。今回の市税条例の改正については、地方税法等の一部を改正する等の法律、これのほか、当初、消費税の8パーセントから10パーセントに引き上げが平成29年4月でありましたので、それを改正する31年10月に延期することとした法律である、今から言う長い法律なんですけど、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」これを元に提案している。最初29年4月で決まったんで、それをさらに31年10月に延ばす法律が今言った長い法律であるもんですから、この「等」がついています。それと市独自の改正ということではありますが、市の独自の改正に当たるかはわかりませんが、法人市民税の所得割税率については現行の標準税率は9.7パーセント、制限税率は12.1パーセントであって、阿久根市は制限税率の12.1パーセントを採用しており、今回提案します、平成31年10月からの新税率につきましても制限税率の8.4パーセントを提案させていただいております。19市のうち、合併前が全て町で構成された例えば南九州市などの5市においては、標準税率、低いほうの税率を採用し、阿久根市を含む14市は制限税率を採用していますので、これが19市の中でちょっとばらつきがある税率になっております。あとは全部同じであります。

竹原恵美委員

19市の状況は教えていただきましたが、近隣としては、周りの状況、近いところの状況と比較してはいかがでしょう。

川畑税務課長

法人市民税の所得割税率については、近隣の出水市は制限税率を採用しています。長島町を含む県内の24の町村、これはすべて標準税率を採用しているところであります。以上です。

大田重男委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第22号について、審査を一時中止いたします。

(税務課退室)

大田重男委員長

以上で議案の審査が終了しましたが、議案第15号から22号までの8件に関する現地調査について各委員の意見を伺います。

[「必要ないと思います」と複数発言あり]

それでは、必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。

○議案第15号 阿久根市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

それでは、議案第15号、阿久根市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員の御意見を伺います。

竹原恵美委員

利便性良く誘導しながら、利用者の方が迷うことなく誘導しながらお使いいただけたらありがたいなど、そういうふう運営していただきたいと思います。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に本案について討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第15号、阿久根市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[竹原信一委員「異議あり」と呼ぶ]

それでは、御異議がありますので、挙手により採決いたします。ただいま議題となっております、議案第15号について、可決すべきものと決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認めます。よって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第16号 阿久根市個人番号の利用に関する条例及び阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

それでは、議案第16号、阿久根市個人番号の利用に関する条例及び阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員の御意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に本案について討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討議なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

では討論なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第16号、阿久根市個人番号の利用に関する条例及び阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって議案第16号は可決すべきものと決しました。

○議案第17号 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

それでは、議案第17号、阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員の御意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

意見ありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に本案について討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討議がなければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第17号、阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び阿久根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって議案第17号は可決すべきものと決しました。

○議案第18号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

それでは、議案第18号、市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員の御意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

意見がなければ、次に本案について討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討議なければ、次に討論に入ります。

竹原恵美委員

私、市長に昨日適正の根拠、御自分の任期で給与を変更するまたはこの金額でというご自分での考えがあるかという部分では、あまりお答えいただけなかったもので、これから一般質問も含めてお話をしていきたいので、今は保留の意味を込めて反対をしたいと思います。

大田重男委員長

反対討論ですね。

[竹原恵美委員「はい」と呼ぶ]

ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。議案第18号について、可決すべきものと決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認めよって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第19号 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

それでは、議案第19号、一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員の御意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

意見がなければ、次に本案について討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討議なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論がなければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第19号、一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[竹原信一委員「異議あり」と呼ぶ]

それでは、御異議がありますので、挙手により採決いたします。

ただいま、議題となっております、議案第19号について、可決すべきものと決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認めよって本案は可決すべきものと決しました。

○議案第20号 阿久根市有施設整備基金条例及び阿久根市地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

それでは、議案第20号、阿久根市有施設整備基金条例及び阿久根市地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員の御意見を伺います。

意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討議なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第20号、阿久根市有施設整備基金条例及び阿久根市地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、議案第20号は可決すべきものと決しました。

○議案第22号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

それでは、議案第22号、阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

意見がなければ、次に本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討議なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第22号、阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めよって議案第22号は可決すべきものと決しました。

○議案第23号 阿久根市交通災害共済条例及び阿久根市交通災害共済基金条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

それでは、議案第23号、阿久根市交通災害共済条例及び阿久根市交通災害共済基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討議なければ、次に討論に入ります。

竹原恵美委員

賛成です。交通安全を推進するために必要な事業は今までも過去も必要なことでした。これに適合する準備が出来たということで良い条例の改正だと思われまます。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第23号、阿久根市交通災害共済条例及び阿久根市交通災害共済基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めよって議案第23号は可決すべきものと決しました。

本日の委員会はこれぐらいにして、あしたですね、陳情及び意見書、それと所管調査項目についてを議題とします。

では、きょうはこれぐらいで散会いたします。

(閉 会 16時11分)

総務文教委員会委員長 大 田 重 男